

写

国 道 交 第 66 号
令和 4 年 1 月 28 日

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井良一様

国土交通省道路局
道路交通管理課長
(公印省略)

物流生産性の向上のための特殊車両の新たな通行制度の創設および
大型車両の通行適正化に向けた法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組について

平素は、道路行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 27 日に公布された「道路法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 31 号)により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両(限度超過車両)を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両(登録車両)について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和 4 年 4 月 1 日に施行されます。

新たな通行確認制度では、過積載等の違反の防止の観点から、道路法に基づき、運送事業者が乗務記録、送り状等の登録車両に積載する貨物の重量を記録し保存しておく義務があります。荷主関係団体におかれましては、運送事業者が法令を遵守できるよう、運送事業者に積載する貨物の重量を連絡する旨、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。

また、昨今、道路の老朽化対策が喫緊の課題となっている中で、依然として違法走行車両が約 3 割に上る状況であり、大型車両の通行に係る法令遵守及び安全運送の確保に向けた取組を確実に講じていくことが極めて重要です。関係団体におかれましては、法令を遵守し、運送事業者に対して、過積載等の法令違反となるような要求はないなど、安全運送に必要な対策を講ずる旨、会員企業に周知いただきますようお願いいたします。